

Title	統治のモラルの民族誌：「自主管理」の時代を生きる中部ベトナム村落住民の政治人類学的研究
Author(s)	加藤, 敦典
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49455
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	加藤敦典
博士の専攻分野の名称	博士(人間科学)
学位記番号	第22638号
学位授与年月日	平成21年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	統治のモラルの民族誌－「自主管理」の時代を生きる中部ベトナム村落 住民の政治人類学的研究
論文審査委員	(主査) 教授 栗本 英世 (副査) 教授 春日 直樹 教授 中川 敏 講師 森田 敦郎

論文内容の要旨

本論は、現代のベトナム村落における「自主管理」(*tu quan*)的な統治に関する民族誌的研究だ。本論の基礎データは、ベトナム中部のハティン(Ha Tinh)省の農村で、2002年以降、計1年3ヶ月にわたって実施した参与観察で得たものだ。

ベトナムでは、共産党と政府が1998年に「基層(草の根)レベルにおける民主制度規定」を制定し、地域開発、社会保障、治安維持などの各方面で、村落における「自主管理」を奨励するようになった。この「自主管理」的な統治の推進は、いっぽうでは、住民を統制・動員するイデオロギー装置だといえる。しかし、他方では、「草の根からの公共性」の基盤を提供する側面ももっている。本論では、そのような両義性をもった「自主管理」を村落住民がどのように理解しているのかに焦点をあてた。

その際、とくに注目したのは、統治のモラルの語り方だ。ここでいう「モラル」とは「相互の関係のあるべき形についての通念」(デュルケム)を意味する。本論では、「自主管理」的实践をめぐる討議における統治のモラルの語りの応酬を、国家と村落と住民が「主体構成の連鎖性」(真島一郎)のもとで、相互に相手を責任主体として呼び出そうとする過程として分析した。

具体的には、以下の事例を検討した。ベトナムの貧困補助政策では、補助の対象世帯を住民が互選する。住民たちは貧困補助を互酬性に基づく「助けあい」として語る。しかし、実際の貧困補助は限られた資源の分配作業だ。対象者の選定作業では、対象者が国家の法や党の方針を遵守して騒擾をおこさない「文化的」な人物であることが重要な判断基準になっている。しかし、このとき、「文化的」な住民であれと呼びかけられた貧困者の側も、選定者たちに対して、統治者側はせめて公正であれと訴えることができる。

次に、国際援助機関であるIFADが推進する回転貯蓄信用講の村落での受容を検討した。貯蓄グループのリーダーたちは、IFADの事業理念を「外国の厳格さ」と彼女たちなりに解釈し、それを熱心にも実践することで、まさに、よき統治者としての公正なふるまいをしよ

うとする。しかし、同時に、事業の核心である融資対象者の選定では、規定を曲げて個別事情を配慮した融資をおこなう。このダブル・スタンダードからみえてくるのは、厳格で一貫した主体であるようにみえる援助機関も、実は「自立せよ、そして助けあえ」という矛盾する規範を抱えた存在であり、リーダーたちの態度はその矛盾の反映だということだ。

住民による自主紛争調停制度である「和解組」では、「助けあい」としての相互干渉的な「お節介」のモラルと、「民」の問題で「官」を煩わせるべきでないとするモラルが結託し、紛争リスクを回避する集合としての「民」を確固たる主体性として現前させ、それがときに個人を抑圧するようにも作動していることを確認した。

最後に、住民と行政のあいだの一連の対立事件を分析した。公共事業への土地提供に端を発するこの事件は、農地区画整理事業での農地の振り分けをめぐる混乱、集落の世話役の選挙、「文化的むら」公認をめぐるトラブルへと発展していった。この一連の事件での住民と行政との討議で興味深いのは、双方がベトナム戦争時代の総動員体制のモラルを持ち出すことだ。住民側は、行政幹部に対し、戦争時代のように住民の近くで生産活動に配慮するリーダーであることを求め、行政側も住民に対し、戦争時代のように公益のための犠牲を引き受ける精神を発揮するよう説得する。しかし、戦争という大義がなくなった現在、このような配慮と犠牲の幸福な結合は、もはや失われたユートピアとなりつつある。そのあとに残るのは、国家が住民にむけて発する「文化的」であれという告諭と、住民が国家にむけて発する公正な統治者であれという告発のあいだの応酬だった。

以上の事例分析から次のことが明らかになった。

1) 抗仏・抗米戦争(1945-1975)から続いてきた北ベトナム式の総動員体制に基づく地域開発は行き詰まりをみせている。また、村落はかつてのような国家にとっての生産拠点としての重要性を失い、むしろ、紛争リスク地域とみなされるようになっていく。そのなかで、ベトナム政府は「民主」化をスローガンに、地域に生きる集合としての「民」を創出し、その「民」に自己統御的な管理を実践させようとしている。

2) 住民や地方幹部が語る「自主管理」的な統治のモラルは大きくふたつの種類があった。第一は、ヨコにつながる住民同士の互酬的、相互干渉的な「助けあい」のモラルだ。とくに、調査地である中部ベトナムのむらは、ベトナム村落の代表格とされる北部デルタ農村に比べると村落結合が弱い。そのため、人々は、個を基盤とした「連結」の活動、あるいは、一時的な共在空間(ある住民は「乗りあいバス」と表現した)としての村落の公共秩序維持活動として「自主管理」のモラルを語ることが多い。

第二は、タテにつながる「与える側」と「与えられる側」のあいだの分配のモラルだ。これは「官」と「民」の関係性のモラルとして語られることもある。このとき、「与えられる側」としての「民」は、何らかの意味で善良であること(たとえば「文化的」であること)を要請される。しかし、よき「民」であれという呼びかけは、同時に、統治する側に対するよき「官」であれという呼びかけも引き起こす。「自主管理」の実践の場では、このタテのモラルの語りのほうが卓越している。

3) 国家や村落や住民は、あらかじめ確固とした主体としてそこに存在しているのではない。「自主管理」をめぐる討議でのモラルの語りの応酬は、つまりは、国家や村落や住民を統治の責任を果たすべき法人格(道徳的主体)として呼び出そうとする過程だといえる。

4) このような「自主管理」的な討議の場である村落を、国家と住民のあいだの「中間集団」(真島一郎)ととらえることで、「自主管理」の両義性を生きることのリアリティを

把握することができる。村落が国家に抗して住民の利益を擁護することは、同時に、村落が国家からの動員の要請に呼応し、住民を統御する統治主体になっていく契機でもある。タテのモラルが卓越するベトナムの村落統治の現状では、村落に生きる「民」が統治の主体となるには、どうしてもこの対抗的自由と協同的抑止の両義性を引き受けて生きなければならない。このようにして「村落は生成しつづけている」(Holly High)のだ。

論文審査の結果の要旨

本博士学位申請論文「統治のモラルの民族誌——『自主管理』の時代を生きる中部ベトナム村落住民の政治人類学的研究」は、現代のベトナム村落における「自主管理」的な統治に関する民族誌的研究である。著者加藤敦典は、中部ベトナムのハティン省タックチャウ社で、2002年から合計1年3ヶ月にわたって行ったフィールドワークをおこなうとともに、ベトナムの研究機関や官公庁における文献調査を実施した。本論文は、こうした調査研究の成果である。ベトナムでは、共産党による一党制支配のもとで推進されてきた開放政策の一環として、1998年から村落の自主管理を柱とする「草の根レベルにおける民主化」を実施している。世界規模でみれば、ベトナム政府の政策は、過去2、30年のあいだに世界の様々な国や地域で実施されてきた新自由主義的な参加型民主主義の一類型であるといえる。著者は、序章「『自主管理』のモラル」において、「統治性」の概念に基づきつつ、こうした新自由主義的民主主義に関する先行研究を批判的にレビューしている。そして、通常の人類学者が陥りがちな、コミュニティに「オルタナティブな民主主義のモラル」を模索する視点を意図的に回避しつつ、国家と個人のあいだにある中間集団、つまり彼の調査対象である村落の抑止的規律と対抗的自由の両義性に注目し、両者のあいだの「無限に近い解釈上の反転」を民族誌の現場で検証することで、国家、村落、住民のあいだの「主体形成の連鎖」を記述・分析することを宣言する。この立場は、理論的にきわめて妥当であるとともに意欲的なものである。本論文は、詳細で豊富な民族誌的事例を駆使し、序章の論点を十分に展開している。論文審査担当者が、本論文が博士の学位授与に値すると判断した第一の理由はここにある。第2章から第4章では、調査地の歴史的、地理的、政治的背景を広範な文献資料の研究成果に依拠して詳述し、第5章から第8章では、貧困補助政策、回転貯蓄信用講、紛争の自主調停制度である「和解組」、および住民と行政のあいだの紛争という四つのテーマについて、序章の枠組みを常時参照しつつ、詳細かつ説得的に論じている。本学位申請論文は、民族誌として優れているだけでなく、人類学理論の展開にもおおきな貢献をなすものであり、審査の結果、博士学位の授与にふさわしいと判断するのである。